

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (平成三年通商産業省令第四十九号) (第一条関係) . . . . . 2
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (第二条関係) . . . . . 52

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（第一条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（一） 測定軸の数が二であつて、国際規格で定める測定方法によりそれぞれの軸の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに○・○</p> <p>○一を乗じて得た数値に一・二五を加えた数値以下となるもの</p> <p>（二） 測定軸の数が三以上であつて、国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの</p> <p>（一） 測定軸の数が二以上のもの</p> <p>（二） 国際規格で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ</p>

クロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値が  
ミリメートルで表した当該測定軸の長さの○・○一  
二五を乗じて得た数値に一・七を加えた数値以下とな  
るもの

ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに  
該当するもの

(一) (略)

(二) 線形可変差動変圧器(LVDI)を用いた測定シ  
ステムであつて、次の1及び2に該当するもの

1 線形可変差動変圧器(LVDI)が次のいずれか  
に該当するもの

一 最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメー  
トル以下のものであつて、○から最大の作動範囲に  
おける直線性が○・一パーセント以下のもの

二 最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメー  
トルを超えるものであつて、○からプラスマイナス  
五ミリメートルにおける直線性が○・一パーセン  
ト以下のもの

2 (略)

(三) 次の1及び2に該当するもの(フィードバック機  
能を有しない干渉計であつて、レーザを用いて工作  
機械、測定装置又はこれらに類するものスライド運  
動誤差を測定するものを除く。)

1 (略)

2 一九度以上二一度以下の温度範囲において、次の  
一及び二の特性を一二時間維持することができるも  
の

一 (略)

さに○・○一を乗じて得た数値に一・二五を加えた  
数値以下となる測定軸を有するもの

ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに  
該当するもの

(一) (略)

(二) 線形電圧差動変圧器を用いた測定システムであつ  
て、次の1及び2に該当するもの

1 五ミリメートルまでの測定レンジにおいて、直線  
性が○・一パーセント以下のもの

2 (略)

(三) 次の1及び2に該当するもの(フィードバック機  
能を有しない干渉計であつて、レーザを用いて工作  
機械、測定装置又はこれらに類するものスライド運  
動誤差を測定するものを除く。)

1 (略)

2 一九度以上二一度以下の温度範囲において、次の  
一及び二の特性を一二時間維持することができるも  
の

一 (略)

二 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.0005$ を乗じて得た数値に $0.2$ を加えた数値以下のもの

ハ 角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が $0.00025$ 度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

二 曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 測定軸の測定の不確かさの数値が測定距離五ミリメートル当たり $3.5$ マイクロメートル以下のもの

（二） 角度位置の偏差の最大値が $0.02$ 度以下のもの

十八（二十三）（略）

二十四 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ（略）

ハ アルファ中性子反応により中性子源を発生させるに適した放射性核種又はその化合物若しくは混合物（装置に内蔵された化合物又は混合物であって、一装置当たりの崩壊に

二 ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定し、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.0005$ を乗じて得た数値に $0.2$ を加えた数値以下のもの

ハ 角度の変位を測定するものであって、ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が $0.00025$ 度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

二 曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、測定軸の不確かさの数値が測定距離五ミリメートル当たり $3.5$ マイクロメートル以下のもの

（二） ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が $0.02$ 度以下のもの

十八（二十三）（略）

二十四 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ（略）

ハ アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が $10$ 日以上 $200$ 年未満のもの又はその化合物若しくは混合物（装置に内蔵された化合物又は混合物で

よる放射能の総量が三・七ギガベクレル未満のものを除く。  
）であつて、一キログラム当たりの崩壊による放射能の総量が三七ギガベクレル以上のもの

二十五・二十六 (略)

二十七 アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 容量が〇・一五リットル超八リットル未満のるつぼであつて、次のいずれかに該当する材料若しくはこれらを組み合わせたもの（不純物の総重量の当該るつぼの総重量に対する割合が二パーセント以下のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの

(一) (九) (略)

ロ・ハ (略)

二十八 (三十六) (略)

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二  
三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ (ハ) (略)

ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン

源領域に、分析される物質の分子の平行ビームを照射

あつて、一装置当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三・七ギガベクレル未満のものを除く。）であつて、一キログラム当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三七ギガベクレル以上のもの

二十五・二十六 (略)

二十七 アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 容量が〇・一五リットル超八リットル未満のるつぼであつて、次のいずれかに該当する材料（重量比による純度が九八パーセント以上のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの

(一) (九) (略)

ロ・ハ (略)

二十八 (三十六) (略)

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二  
三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるものうち、次のイからへまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ (ハ) (略)

ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであつて、イオン化室が六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(新設)

する装置を有するもの

- (二) 分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉するため、零下八〇度以下の温度となることが出来るコールドトラップを一以上有するもの  
(削る)

ホ (略)

へ 次の(一)から(五)までの全てに該当するもの

- (一) ～ (五) (略)

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 絶対圧力を測定することが出来る圧力計であつて、次の(一)から(三)まで(センサを密閉するためのシールを用いていないものについては、(二)を除く。)の全てに該当するもの

- (一) ～ (三) (略)

ロ ベローズ弁であつて、呼び径が五A以上のもののうち、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(新設)

ホ 分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 零下八〇度以下の温度となることが出来るコールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの

へ (略)

ト 次の(一)から(五)までのすべてに該当するもの

- (一) ～ (五) (略)

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 絶対圧力を測定することが出来る圧力計であつて、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの

- (一) ～ (三) (略)

ロ ベローズ弁であつて、呼び径が五A以上のもののうち、内容物と接触するすべての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

三十九〜四十二 (略)

四十三 発射体の速度の最大値を一秒につき一・五キロメートル以上にする事ができる衝撃試験機

四十四 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ストリークカメラ又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 電子式のストリークカメラであつて、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの

(三) (二)に該当するカメラ用のストリーク管

(四) モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために設計したプラグインユニットであつて、

(一)又は(二)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なものの

(五) (一)に該当するカメラ用に設計したタービン、

反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

ロ フレーミングカメラ又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) フレーミングカメラであつて、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇こまを超えるもの

(二) フレーミングカメラであつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

三十九〜四十二 (略)

四十三 発射体の速度の最大値を一秒につき二キロメートル以上にすることができる衝撃試験機

四十四 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであつて、回転反射鏡を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

(一) (略)

(二) フレーミングカメラであつて、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇こまを超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ(電気制動シャッターを用いたものを含む。)又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ストリークカメラ又はストリーク管であつて、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの

(二) フレーミングカメラ(電気制動シャッターを用いたものを含む。)であつて、シャッター速度が五〇ナ

- (三) (一) 又は (二) に該当するカメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの
- (四) モジュール式の構造を有するフレーミングカメラに用いるために設計したプラグインユニットであつて、(一) 又は (二) に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

- (五) (一) 又は (二) に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

ハ 固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（イ又はロに該当するものを除く。）

- (一) 固体カメラ又は電子管カメラであつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの
- (二) (一) に該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの
- (三) カーセル又はポツケルスセルを用いた電気制動シャッターであつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下

ノ秒以下のもの

- (三) (二) に該当するフレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（四）に該当するものを除く。）であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒未満のもの
- (四) (二) に該当するフレーミングカメラに用いることができる電子管又は電気制動シャッターであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1| イメージ増強管であつて、導電材料で被覆した光電陰極を有するもの
- 2| SIT管であつて、シャッターの機能を有するもの
- 3| カーセル又はポツケルスセルを用いた電気制動シャッター

(新設)

(新設)

のもの

(四) モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであつて、(一)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

四十五 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができる圧力測定器

ハ 一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができる水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器

四十六～四十九 (略)

五十 パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であつて、次の全てに該当するもの

(一) 四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一五マイクロ秒未満の時間でパルスを供給することができるもの

(二) (略)

(三) 寸法の最大値が三〇センチメートル以下のもの

四十五 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができるもの

(新設)

四十六～四十九 (略)

五十 パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であつて、次の(一)から(六)までのすべてに該当するもの

(一) 一五マイクロ秒未満の時間でパルスを供給することができるもの

(二) (略)

(三) 四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一〇マイクロ秒未満のパルス立上がり時間を要するもの

(四) 寸法の最大値が二五・四センチメートル以下のもの

(四) 重量が三〇キログラム未満のもの

(五) (略)

ロ パルス発生器又はパルスヘッドであつて、五五オーム未満の抵抗負荷に対して六ボルトを超える電圧のパルスを発生し、かつ、五〇〇ピコ秒未満のパルス立ち上がり時間を要するもの（イに該当するものを除く。）

五十一 雷管の部分品であつて、次の全てに該当するもの

イ 電気信号により火薬類の起爆を制御することができるもの

ロ ストリップラインの構造を有するもの

ハ 定格電圧が二キロボルトを超えるもの

ニ インダクタンスパスが二〇ナノヘンリー未満のもの

五十二 (略)

五十三 トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

ロ 重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、一秒につき三ギガ以上の中性子を生産できるもののうち、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

五十四〜六十 (略)

六十一 レニウム、レニウムの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金又はレニウム及びタングステンの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金であつて、質量が二〇キログ

の

(五) 重量が二五キログラム未満のもの

(六) (略)

ロ パルス発生器であつて、五五オーム未満の抵抗負荷に対して六ボルトを超える電圧のパルスを発生し、かつ、五〇〇ピコ秒未満のパルス立ち上がり時間を要するもの（イに該当するものを除く。）

五十一 削除

五十二 (略)

五十三 トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

(新設)

(新設)

五十四〜六十 (略)

(新設)

ラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの

六十二 防爆構造の容器であつて、爆発物又は爆発装置の試験に用いるために設計されたものうち、次のイ及びロに該当するもの

イ トリニトロトルエンニキログラム以上と同等の爆発を十分に封じ込めるように設計したもの

ロ 当該試験による分析情報又は測定情報を伝達することができる構造又は特性を有するもの

## 第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 九 (略)

十 焼却装置であつて、使用中における燃焼室の平均温度が一〇〇度を超えるものうち、焼却する物質を供給する部分について内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの

イ 八 (略)

十一・十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキ―病ウイルス、オムスク出血熱ウ

(新設)

## 第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 九 (略)

十 焼却装置であつて、使用中における燃焼室の平均温度が一〇〇度を超えるものうち、焼却する物質を供給する部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの

イ 八 (略)

十一・十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキ―病ウイルス、オムスク出血熱ウ

イルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球形脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 (略)

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素、HT-2トキシシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性シヨック症候群毒素）、コノトキシシン、コレラ毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、赤痢菌毒素、T-2トキシシン、テトロドトキ

イルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球形脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 (略)

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素、HT-2トキシシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性シヨック症候群毒素）、コノトキシシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシシン、テトロドトキ

シン、ビスカムアルBUMレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様  
リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、  
ミクロシスチン又はモデシン

四〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める  
仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当する  
もの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次の  
いずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつ  
て、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(二) (一)に該当する発酵槽に用いることができるよ  
うに設計された培養容器であつて、定置した状態で内  
部の滅菌又は殺菌ができるもの

(三) (一)に該当する発酵槽に用いることができるよ  
うに設計された制御装置であつて、発酵装置を制御す  
るための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御  
をすることができるもの

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のい  
ずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

(二) (一)に該当する発酵槽に用いることができるよ  
うに設計された使い捨て培養容器の収容装置

(三) (一)に該当する発酵槽に用いることができるよ  
うに設計された制御装置であつて、発酵装置を制御す  
るための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御

シン、ビスカムアルBUMレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様  
リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、  
ミクロシスチン又はモデシン

四〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める  
仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 密閉式の発酵槽であつて、容量が二〇リットル以上のもの

をすることができるとするもの

三〇八 (略)

第三条 輸令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇一の三 (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 固体ロケット推進装置又はハイブリッドロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

(三) 液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) (略)

(二) 海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

三〇八 (略)

第三条 輸令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇一の三 (略)

二 次のいずれかに該当する貨物又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる貨物であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

(新設)

ロ (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) (略)

(二) 海面上における標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

の

ロゝへ (略)

ト 液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるとに限る。)又はその部分品(サーボ弁及びポンプを除く。)

チ・リ (略)

ヌ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大出力が一〇キロワット以上のもの(本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。)又はその部分品

四・五 (略)

六 サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ又はニのいずれかに該当するもの

イ 液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

ロゝニ (略)

六の二 推進薬の制御装置に使用できるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四一―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部…ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの

ロゝへ (略)

ト 液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるとに限る。)又はその部分品(サーボ弁及びポンプを除く。)

チ・リ (略)

ヌ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における標準大気状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの(本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。)又はその部分品

四・五 (略)

六 サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ又はニのいずれかに該当するもの

イ 液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

ロゝニ (略)

六の二 推進薬の制御装置に使用できるポンプ用に設計されたラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四一―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部…ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの全てに該

全てに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 幅が一〇ミリメートル以上二〇ミリメートル以下のもの  
七〜十 (略)

十の二 第七号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末  
(噴霧粉、球形粉又は回転楕円体粉に限る。)の製造用の装置又はその部分品

十一〜十九の二 (略)

二十 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計であつて、精度が〇・七ミリガル以下のものうち、測定所要時間が二分以内のもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はこれらの部分品

二十の二 航空機搭載用若しくは船舶搭載用の重力勾配計(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上

運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるとが出来るものに限る。)又はこれらの部分品

二十一〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イ (略)

当するもの

イ・ロ (略)

ハ 幅が一〇ミリメートル以上二十ミリメートル以下のもの  
七〜十 (略)

十の二 第七号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末  
(噴霧粉又は球形粉に限る。)の製造用の装置又はその部分品

十一〜十九の二 (略)

二十 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計であつて、精度が〇・七ミリガル以下のものうち、測定所要時間が二分以内のもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。)又はこれらの部分品  
(新設)

(新設)

二十一〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を五本以上有するもの

ハ）ト （略）

五）十二 （略）

十三 重合化することができる非ふつ素化合物又は非ふつ素化合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、ガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリアミドイミド、ガラス転移点が二三二度を超える芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロ）へ （略）

十四）十六 （略）

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ （略）

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若し

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によつて動作するものに限る。）を五本以上有するもの

ハ）ト （略）

五）十二 （略）

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、ガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロ）へ （略）

十四）十六 （略）

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ （略）

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若し

くはフに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの(民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。)

(一) (三) (略)

ハ・ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 5 (略)

(二) (略)

ヘ・リ (略)

ヌ 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(ハ、ホからリまで及びルのいずれかに該当するものを除く。)

(一) (二) (略)

くはフに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

ハ・ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

2 5 (略)

(二) (略)

ヘ・リ (略)

ヌ 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、FFTプロセッサを除く。)

(一) (二) (略)

ル・ヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1| 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット(四八・七五ディービーエム)を超えるもの

2| 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット(四七・四ディービーエム)を超えるもの

3| 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット(四六ディービーエム)を超えるもの

4| 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット(四三ディービーエム)を超えるもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1| 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット(

ル・ヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(新設)

四〇ディービーエム)を超えるもの

2| 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五ワット(三七ディービーエム)を超えるもの

(三) 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が三ワット(三四・七七ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエム)を超えるもの

(五) 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一・〇ワット(三〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が三一・六二ミリワット(一五ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(七) 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一〇ミリワット(一〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

(八) 動作周波数が九〇ギガヘルツを超え、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエ

(新設)

(三) 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、平均出力値が〇・八ワット(二九ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であって、平均出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエム)を超えるもの

(五) 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であって、平均出力値が一・〇ワット(三〇ディービーエム)を超えるもの

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であって、平均出力値が三一・六二ミリワット(一五ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(七) 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、平均出力値が一〇ミリワット(一〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

(八) 動作周波数が九〇ギガヘルツを超え、平均出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエム)を

ム)を超えるもの

ニ マイクロ波用ディスクリートトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1| 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇〇ワット

(五六デュービーエム)を超えるもの

2| 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇五ワット

(五三・一二デュービーエム)を超えるもの

3| 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一一五ワット

(五〇・六一デュービーエム)を超えるもの

4| 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇ワット

(四七・七八デュービーエム)を超えるもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1| 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット

(四七デュービーエム)を超えるもの

2| 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット

(四一・七六デュービーエム)を超えるもの

3| 動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以

超えるもの

ニ マイクロ波用ディスクリートトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が六〇ワット(四七・八デュービーエム)を超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値二〇ワット(四三デュービーエム)を超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六  
デュービーエム）を超えるもの

4 | 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七ワット（三  
八・四五デュービーエム）を超えるもの

(三) | 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が〇・五ワット（  
二七デュービーエム）を超えるもの

(四) | 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一ワット（三〇  
デュービーエム）を超えるもの

(五) | 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、ピーク  
飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇デュー  
ビーエム）を超えるもの

ホ | マイクロ波用固体増幅器又はマイクログ波用固体増幅器を  
含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに  
該当するもの（マイクログ波用モノシリツク集積回路を用い  
た電力増幅器を除く。）

(一) | 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘル  
ツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値  
が一五パーセントを超えるもののうち、次のいずれか  
に該当するもの

1 | 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇〇ワット  
(五七デュービーエム)を超えるもの

2 | 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二七〇ワット  
(五四・三デュービーエム)を超えるもの

(新設)

(三) | 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガ  
ヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・五ワット（二  
七デュービーエム）を超えるもの

(四) | 動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガ  
ヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット（三〇デ  
ュービーエム）を超えるもの

(五) | 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出  
力値が〇・一ナノワットを超えるもの

ホ | マイクロ波用固体増幅器又はマイクログ波用固体増幅器を  
含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに  
該当するもの（マイクログ波用モノシリツク集積回路を用い  
た電力増幅器を除く。）

(一) | 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘル  
ツ以下であつて、平均出力値が六〇ワット（四七・八  
デュービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を  
中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの  
(新設)

(新設)

- 3| 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇〇ワット  
(五三ディービーエム)を超えるもの
- 4| 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が九〇ワット(四九・五四ディービーエム)を超えるもの
- (二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超三・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの
- 1| 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七〇ワット(四八・五四ディービーエム)を超えるもの
- 2| 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット(四七ディービーエム)を超えるもの
- 3| 動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が三〇ワット(四四・七七ディービーエム)を超えるもの
- 4| 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット(四三ディービーエム)を超えるもの
- (三) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が〇・五ワット(二七ディービーエム)を超えるもの
- (四) 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二ワット(二三ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を

- (新設) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一五ワット(四二ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの
- (新設)
- (新設)
- (三) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの
- (四) 動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中

中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの  
(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が〇・二ワット(二三ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

2 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ミリワット(一三ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

3 動作周波数が九〇ギガヘルツ超であつて、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエム)を超えるもの

(六) 動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるものであつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 ワットで表したピーク飽和出力値にギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗を乗じた値が四〇〇を超えるもの

2・3 (略)

へ〜ワ (略)

三〜八の三 (略)

九 サンプルングオシロスコープであつて、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、いずれかのチャンネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャンネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおける

心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの  
(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(六) 動作周波数が三・二ギガヘルツを超えるものであつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 ワットで表した平均出力値にギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗を乗じた値が一五〇を超えるもの

2・3 (略)

へ〜ワ (略)

三〜八の三 (略)

九 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの試

ノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの

験用の磁気テープ

イ 計測用のアナログ磁気テープ記録装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 帯域幅が四メガヘルツを超えるトラック又は電子チャンネルを有するもの

(二) 一トラック又は一電子チャンネル当たりの帯域幅が二メガヘルツを超えるものであつて、記録トラックの数が四二を超えるもの

(三) タイムベースエラーがプラスマイナス〇・一マイクロ秒未満のもの

ロ デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置（テレビジョン信号の記録用に設計したものであつて、国際電気通信連合、国際電気標準会議、アメリカ映画・テレビ技術者協会、ヨーロッパ放送連合又はアメリカ電気電子技術者協会により規格化され、又は勧告された信号フォーマット（圧縮されたものを含む。）を用いたものを除く。）であつて、装置間の最大デジタル転送速度が三六〇メガビット毎秒を超えるもの

ハ 計測用のデジタル磁気テープ記録装置であつて、ヘリカル走査技術又は固定ヘッド技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 装置間の最大デジタル転送速度が一七五メガビット毎秒を超えるもの

(二) 宇宙用に設計したもの

ニ デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を交換して計測用のデジタル磁気テープ記録装置として使用することができるように変換する電子装置であつて、装置間の最大デ

十 (略)

十一 計測装置用として設計された磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 計測するデータのサンプリング速度が一秒当たり一億サンプル以上で、かつ、分解能が八ビット以上のもの

ロ 一ギガビット毎秒以上のサンプリングデータを連続して記録する能力を有するように設計したもの

十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。)

イ 三一・八ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の(一)及び(二)に該当するパルス変調信号を発振するもの

(一)・(二) (略)

ロ・ホ (略)

十四〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

デジタル転送速度が一七五メガビット毎秒を超えるもの

十 (略)

十一 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ サンプルング速度が一秒当たり一億サンプル以上で、かつ、分解能が八ビット以上のもの

ロ 一ギガビット毎秒以上のデータを連続して出力することができるように設計したもの

十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。)

イ 三一・八ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の(一)及び(二)に該当するパルスを発振するもの

(一)・(二) (略)

ロ・ホ (略)

十四〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜へ (略)

ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

- (一) 複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの
- (二) 光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したものの

リ・ヌ (略)

十八〜二十一 (略)

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板（炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板であつて、これらの物質のエピタキシャル層を少

イ〜へ (略)

ト マスクであつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの
  - (二) 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（(一)に該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）
    - 1 複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの
    - 2 光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるように設計したものの
- チ レチクルであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

リ・ヌ (略)

十八〜二十一 (略)

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板（炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板であつて、これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層

なくとも一層以上有するものを含む。)又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が八・〇実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算を超えるもの

ヘ・ヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(五の五)までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの

以上有するものを含む。)又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が三・〇実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が三・〇実効テラ演算を超えるもの

ヘ・ヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(五の四)までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

(新規)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

二〜五の四 (略)

五の五 インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であつて、次のイ及びロに該当するもの（マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者の体感品質管理のために設計された装置を除く。）

イ キャリアクラスのIPネットワーク上で次の（一）から

（三）までの全ての機能を実現するもの

（一） アプリケーション層の分析

（二） 選択されたメタデータ及びアプリケーションの内容

容の抽出

（三） 抽出したデータの指標付け

ロ 次の（一）及び（二）を実行するために設計したもの

（一） ハードセクターに基づく検索

（二） 特定の個人又は集団の関係の解析

六 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

二〜五の四 (略)

(新設)

六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二（略）

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二） 2 又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イ デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 対称アルゴリズムを用いたものであつて、アルゴリズムの鍵の長さが五六ビットを超えるもの（奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。）

（二）（略）

ロ ヲヲ（略）

ワ 民生用に設計された移動体通信の無線アクセスネットワーク装置であつて、タ（一） 2 及び 3 に該当するもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇デシービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のも

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の四までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二（略）

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二） 2 又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イ デジタル方式の暗号処理技術（アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。）を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 対称アルゴリズムを用いたものであつて、アルゴリズムの鍵の長さが五六ビットを超えるもの

（二）（略）

ロ ヲヲ（略）

ワ（削除）

カ・ヨ (略)

タ 本号から第十二号までに掲げるものであって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。)

(一) 次の1から3までの全てに該当するもの

- 1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
- 2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
- 3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品

カ・ヨ (略)

タ 本号から第十二号までに掲げるものであって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。)

(一) 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において

又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

(二) 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する

であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 情報システムのセキュリティ管理が当該部分品の主たる機能ではないもの

2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの

3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの

(削る)

レ (略)

九の二〇十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用  
した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分  
品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい  
ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することがで  
きるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機  
能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物  
体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群  
探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急  
用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるよ  
うに設計したピンガーを除く。）

(一) (三) (略)

者によつて変更できないもの

(三) 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

レ (略)

九の二〇十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用  
した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分  
品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい  
ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することがで  
きるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機  
能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物  
体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群  
探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急  
用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるよ  
うに設計したピンガーを除く。）

(一) (三) (略)

(四) 音響送波器(個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ送受波器を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの(音波の発生装置であつて、電子式のもの(垂直方向にのみ使用することが出来るものに限る。))又は機械式若しくは化学式のものを除く。)

1) 3) (略)

(五) (略)

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3までの全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの

1) 3) (略)

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 3) (三) (略)

(四) 海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであつて、(六)の水中音波センサーを組み込んだものの

(五) (略)

(六) 加速度計を有する水中音波センサーであつて、次の全てに該当するもの(粒子速度センサー又は地中聴音器を除く。)

- 1) 三軸の加速度計により構成されるもの
- 2) 総加速度感度が四八デシベルを超えるもの
- 3) 三五メートルを超える水深で動作するように設計されたもの

(四) 音響送波器(送受波器を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの(音波の発生装置であつて、電子式のもの(垂直方向にのみ使用することが出来るものに限る。))又は機械式若しくは化学式のものを除く。)

1) 3) (略)

(五) (略)

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1) 3) (略)

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 3) (三) (略)

(新設)

(四) (略)

(新設)

4| 操作周波数が二〇キロヘルツ未満のもの

二〇九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの (二に該当するものを除く。)

(一) (三) (略)

(四) 五四〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出力が五ギガワットを超えるもの

二 平均出力が二〇ワットを超えるもの

2 一ピコ秒以上のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出力が三〇ワットを超えるもの

二 平均出力が三〇ワットを超えるもの

(五) 八〇〇ナノメートル超九七五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

二〇九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの (二に該当するものを除く。)

(一) (三) (略)

(四) 五四〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が三〇ワットを超えるもの

2 平均出力が三〇ワットを超えるもの

(五) 八〇〇ナノメートル超九七五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1| 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一| 一パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出力が五ギガワットを超えるもの
- 二| 単一横モードで発振するものであつて、平均出力が二〇ワットを超えるもの
- 2| 一ピコ秒以上一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一〇三 (略)
- 3| (略)
- (六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 1| 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一| ピーク出力が一パルス当たり二ギガワットを超えるもの
- 二| 平均出力が一〇ワットを超えるもの
- 三| 一パルス当たり〇・〇〇二ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 2| 一ピコ秒以上一ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一〇三 (略)
- 3| (略)

- (新設)
- 1| 一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一〇三 (略)
- 2| (略)
- (六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- (新設)
- 1| 一ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一〇三 (略)
- 2| (略)
- 3| (略)

(七)・(八) (略)

ハへ (略)

十の二五十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。)を除く。)

イヌ (略)

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

(一) (略)

(二) 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの(航海用

二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであつて、次の1から5までの全てに該当するものを除く。)

1 | パルス圧縮比が一五〇未満のもの

2 | 圧縮パルス幅が三〇ナノ秒を超えるもの

3 | 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの

4 | ピーク出力が二五〇ワット未満のもの

5 | 周波数ホッピング能力を有していないもの

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの(船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。)

(一) 自動目標追尾の技術であつて、次回のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるもの(航空管制用又は航海用レーダーの衝突防止機能を除く。)

(七)・(八) (略)

ハへ (略)

十の二五十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。)を除く。)

イヌ (略)

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

(一) (略)

(二) パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの

(一) 自動目標追尾の技術であつて、次回のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるもの(衝突防止用のものであつて、航空管制用、船舶搭載用又は港湾用のものを除く。)

(二) (略)

(三) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が一、五〇〇メートル以上離れている二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術

(四) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術

十四〇十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の  
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用すること  
ができるように設計したものであつて、次のいずれかに  
該当するもの

(一) (略)

(二) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであつ  
て、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒

(二) (略)

(三) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が一、五〇〇メートル以上離れている二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術(海上交通  
管制用のものを除く。)

(四) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

十四〇十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の  
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用すること  
ができるように設計したものであつて、次のいずれかに  
該当するもの

(一) (略)

(二) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであつ  
て、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒

の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・一度以下のもの（スピニングマシヤイロを除く。）

ロ (略)

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計されたものであつて、位置参照情報によらずに位置情報を提供するものうち、ノーマルアライメント後の精度が次のいずれかに該当するもの

(一) 平均誤差半径が一時間につき〇・八海里以下のもの

(二) 平均誤差半径が移動距離の〇・五パーセント以下のもの

(三) 平均誤差半径が二四時間で総ドリフト一海里以下のもの

ロ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、位置参照情報を内蔵するものであつて、全ての位置参照情報の喪失後四分以内に位置情報を提供し、平均誤差半径が一〇メートル未満のもの

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであつて、次のいずれかに該当するもの

の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・二度以下のもの（スピニングマシヤイロを除く。）

ロ (略)

三 航空機用、陸上用、船舶用若しくは宇宙用の慣性航法装置（ジンバル方式又はストラップダウン方式のものに限る。）

若しくは航行、姿勢検知、誘導若しくは制御用の慣性装置であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関により、民間航空機用であることを認定されたものを除く。）又はこれらの部分品

イ ノーマルアライメント後における平均誤差半径が一時間につき〇・八海里以下のもの

ロ 九八・一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの

(一) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度未満であつて、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・〇七度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において六分以下のもの

(二) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度以上であつて、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・二度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において一七分以下のもの

ニ 二次元以上において、加速度測定値又は角速度測定値を提供するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 任意の軸に沿つて、いかなる参照情報も使用することなく、第一号又は前号に規定する仕様のもの

(二) 宇宙用に設計したものであつて、任意の軸に沿つた角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・一度以下で、かつ、角速度の測定値を与えるもの（スピニングマスジャイロのみを組み込んだ慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置を除く。）

(削る)

(削る)

(削る)

四〇九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

七 潜水艇とともに使用することができるよう設計した遠隔操作のマニピュレーター（関節を有するものに限る。）であ

三の二 (略)

三の三 (略)

三の四 (略)

四〇九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

七 潜水艇に搭載することができるよう設計した遠隔操作のマニピュレーター（関節を有するものに限る。）であつて、

つて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

八〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。

(一) 次の全てに該当するもの

1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2 当該ガスタービンエンジンとともに、型式証明又は型式証明と同等の国際民間航空機関によつて承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

(二) 補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる

地域の政府機関が証明したもの

ロ (略)

二〇二十 (略)

次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

八〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

(一) 本邦若しくは別表第二に掲げる地域の政府機関から認定されたもの

(二) 当該エンジンと一緒に、型式証明若しくは型式証明と同等の国際民間航空機関によつて承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

ロ (略)

二〇二十 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 (略)

五 チャンネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセラ―無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ チャンネル切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの

五の二 (略)

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの検出素子を有するもの

1〜3 (略)

4 ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）

5 ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）

(四)・(五) (略)

ロ えい航ハイドロホンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)〜(七) (略)

(八) 第九条第一号ロ(六)の水中音波センサー

ハ〜ヘ (略)

七〜十一 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 (略)

五 チャンネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセラ―無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 周波数切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの

五の二 (略)

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 次のいずれかの検出素子を有するもの

1〜3 (略)

(新設)

(新設)

(四)・(五) (略)

ロ えい航ハイドロホンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)〜(七) (略)

(新設)

ハ〜ヘ (略)

七〜十一 (略)

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第一条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術(数値制御コードを生成するパートプログラム作成用のプログラムであつて、種々の部品を加工するために装置を直接使用することができないものを除く。)

四 第一条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五〇七 (略)

八 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第一条第十四号に該当するものを除く。)の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

九 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第一条第十四号に該当するものに限る。)の性能の特性を拡張し、又

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第一条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

四 第一条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五〇七 (略)

(新設)

(新設)

は解放するために設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

2 外為令別表の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、工作機械のための数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであつて輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち、輪郭制御をすることができる軸数が五以上の数値制御を可能にするために必要な技術とする。

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この条において同じ。)、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ(二)、(三)若しくはロ(四)から(六)までのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

二(四) (略)

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト若しくはチ、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二号若

2 外為令別表の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであつて輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち、輪郭制御をすることができる軸数が五以上の数値制御を可能にするために必要な技術とする。

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この条において同じ。)、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ(二)若しくはロ(四)から(六)までのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

二(四) (略)

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト若しくはチ、第四号から第六号まで、第十一号、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第

しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するため  
に設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若し  
くは使用に係る技術（プログラムを除く。）

五の二 第三条第十一号に該当する貨物进行操作、保守若しくは  
点検のために設計したプログラム又はそのプログラムの設計  
、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

六・七 (略)

八 第三条第八号から第十号の二までのいずれかに該当する貨  
物の操作、保守又は点検のために設計したプログラム  
九〇十二 (略)

二〇五 (略)

第十九条 (略)

二 (略)

三 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロ  
コントローラのコアであつて、論理演算ユニットのアクセ  
スのビット数が三二以上のものうち、次のいずれかに該当  
するものの設計又は製造に必要な技術（プログラム及び最小  
線幅が〇・一三マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層  
以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコン  
ピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製  
造に必要な技術を除く。）

イ (略)

ロ 六四ビット以上の浮動小数点演算処理を一サイクル当た  
り四を超えて実現できるように設計したもの

二十二号若しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使  
用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計  
、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）  
(新設)

六・七 (略)

八 第三条第八号から第十号の二までのいずれかに該当する貨  
物を使用するために設計したプログラム  
九〇十二 (略)

二〇五 (略)

第十九条 (略)

二 (略)

三 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロ  
コントローラのコアであつて、論理演算ユニットのアクセ  
スのビット数が三二以上のものうち、次のいずれかに該当  
するものの設計又は製造に必要な技術（プログラム及び最小  
線幅が〇・一三マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層  
以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコン  
ピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製  
造に必要な技術を除く。）

イ (略)

ロ 六四ビット以上の浮動小数点演算処理を一サイクル当た  
り二を超えて実現できるように設計したもの

ハ (略)  
4・5 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が○・六実効テラ演算超一・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が○・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が○・六実効テラ演算超一・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が○・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるも

ハ (略)  
4・5 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が○・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が○・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が○・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が○・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が○・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が○・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下になる

のを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七 侵入プログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

八 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのい

ものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

(新設)

(新設)

六 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の四までのい

ずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム  
八の二〇十七 (略)

2 (略)

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた  
電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの設計又は  
製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下で  
あつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセン  
トを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

イ 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下  
であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット(四八・七五デ  
イビーエム)を超えるもの

ロ 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下  
であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット(四七・四デ  
イビーエム)を超えるもの

ハ 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下  
であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット(四六デイベ  
イエム)を超えるもの

ニ 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下  
であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット(四三デイベ  
イエム)を超えるもの

二 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であ  
つて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセン  
トを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

イ 動作周波数六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下で

ずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム  
八の二〇十七 (略)

2 (略)

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、  
通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた  
電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの設計又は  
製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下で  
あつて、平均出力値が四ワット(三六デイベイエム)を超  
えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五  
パーセントを超えるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であ  
つて、平均出力値が一ワット(三〇デイベイエム)を超え  
るものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パ  
ーセントを超えるもの

(新設)

あつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット（四〇デュービーエム）を超えるもの

ロ 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット（三七デュービーエム）を超えるもの

三 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が三・〇ワット（三四・七七デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

四 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇デュービーエム）を超えるもの

五 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一・〇ワット（三〇デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

六 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が三一・六二ミリワット（一五デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

七 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ミリワット（一〇デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

八 動作周波数が九〇ギガヘルツを超えるものであつて、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇デュービーエム）を超えるもの

4

(略)

(新設)

三 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・八ワット（二九デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

四 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇デュービーエム）を超えるもの

五 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一・〇ワット（三〇デュービーエム）を超えるもの

六 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が三一・六二ミリワット（一五デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

七 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一〇ミリワット（一〇デュービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

八 動作周波数が九〇ギガヘルツを超えるものであつて、平均出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇デュービーエム）を超えるもの

4

(略)

第二十二條 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第九條第四号若しくは第十三号又は第十四條第八号に該当するものを使用するために設計したプログラム

二 四 (略)

3 六 (略)

第二十三條 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 全地球的衛星航法装置のレンジングコード(民生用を除く。)を解読するために設計されたプログラム

3 外為令別表の一の項(四)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

(削る)

一 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であつて、第二号イからホまで又は

第三号イからニまでのいずれかに該当するもの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの

イ 二 (略)

(削る)

ホ (略)

第二十二條 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第九條第四号若しくは第十三号又は第十四條第八号ロに該当するものを使用するために設計したプログラム

二 四 (略)

3 六 (略)

第二十三條 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

(新設)

3 外為令別表の一の項(四)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 センサーデータを統合し、エキスパートシステムを用いた

アビオニクス装置の使用のためのプログラム(ソースコードのものに限る。)又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

二 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であつて、第四号ロからへまで又は

第五号イからへまでのいずれかに該当するもの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの

イ 二 (略)

ホ 削除

へ (略)

へ| (略)

(削る)

二| 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

(削る)

イ| (略)

ロ| (略)

ハ| (略)

ニ| (略)

ホ| (略)

三| アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次の

いずれかに該当するもの

イ| (略)

(削る)

ロ| (略)

ハ| (略)

ニ| (略)

(削る)

ホ| イからニまでのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

へ| ホのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

(略)

(略)

四| (略)

ト| (略)

三| 削除

四| 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

削除

イ| (略)

ロ| (略)

ハ| (略)

ニ| (略)

ホ| (略)

五| アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次の

いずれかに該当するもの

イ| (略)

削除

ロ| (略)

ハ| (略)

ニ| (略)

ホ| (略)

へ| フルオーソリティーデジタル飛行制御（フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置に係る技術を除く。）又はマルチセンサーミッション管理のための装置であつて、エキスパートシステムを用いたものに係る技術（プログラムを除く。）

ト| イからへまでのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

チ| トのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

(略)

七| (略)

六| (略)

(略)

(略)

七| (略)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一五の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラムとする。

一 慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号に該当するようにすることができるとように設計したプログラム

二 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号に該当するようにすることができるプログラム(ソースコードのものに限る。)

イハ (略)

4 6 (略)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一五の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラムとする。

一 慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号、第三号の二又は第三号の三に該当するようにすることができるように設計したプログラム

二 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号、第三号の二又は第三号の三に該当するようにすることができるプログラム(ソースコードのものに限る。)

イハ (略)

4 6 (略)

改正案	現行
<p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ（略）</p> <p>ホ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、貨物（輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）</p> <p>へ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、プログラム（同表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のため</p>	<p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ（略）</p> <p>ホ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、既に輸出した貨物（輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該貨物の性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能、特性を提供するものを除く。）</p> <p>へ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、既に提供したプログラム（令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）のインストール、操作、保守又は修理のため</p>

3

(略)

十五・十六 (略)

の必要最小限のものうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

3

(略)

十五・十六 (略)

の必要最小限のものうち、当該提供したプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供したプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該提供プログラムの性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供プログラムに対して新たな機能、特性を提供するものを除く。）